

仲戸川裁判官(民事第5部) 罷免の訴追を請求

天神峰現闘本部裁判

11月4日 国会

常軌を逸した訴訟指揮！
控訴審さまたげる証拠隠滅！
年内不当判決——建物破壊粉碎しよう！

5年間にわたって闘われてきた天神峰現闘本部裁判が、年内不当判決 建物破壊との緊迫した闘いに入りました。

千葉地裁民事5部・仲戸川裁判長は、数々の常軌を逸した訴訟指揮のあげくに、この12日にも結審を強行し、最高裁の確定判決を待たずに執行を認める仮執行付き判決をもって建物破壊に道をつけるという、決定的暴挙に出ようとしています(解説参照)。

この動きは、かけがえのない物証が検証されることなく破壊されることを意味します。控訴審における防御権を奪う決定的な事態です！

もう許せません。11月4日、私たち反対同盟は仲戸川裁判官の罷免を求めて訴追請求に踏み切りました。

結審まぎわの今になって
「訴状訂正」申し立て!!
追いつめられた空港会社のすり抜け策動

この裁判官のもとで、原告・成田空港会社が、さらなる暴挙。結審まぎわのこの時期に、なんと「訴状訂正」を申し立てたのです(10月29日)。その内容は、明け渡し対象物と土地の拡張です。「訂正」ではなく、訴えの「拡張変更」。当然、審理は続行されなければなりません。

これは追いつめられたあげくのすり抜け策動。仲戸川裁判長と原告・空港会社が一体となった結審策動は絶対に認めない！

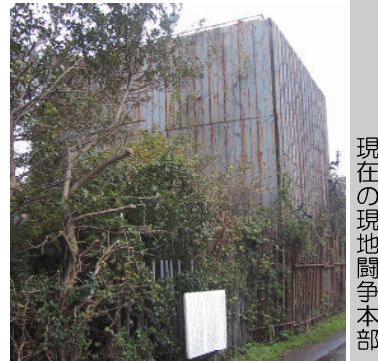
(11月9日)

11月12日(木) 現闘本部裁判
決起集会・抗議デモ
午前9時 千葉市中央公園
(千葉駅から徒歩10分、パルコ前)
傍聴闘争
午前10時30分 601号法廷

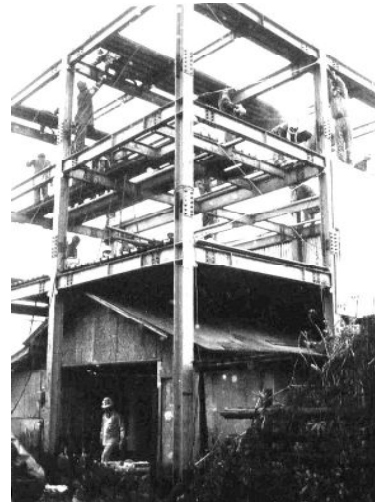
傍聴
(12日)

【解説】

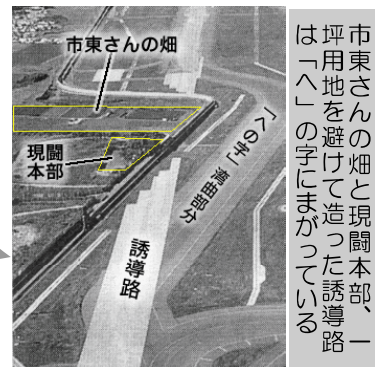
■これは、成田空港の欠陥のひとつである「へ」の字に曲がった誘導路をめぐる裁判。建設予定地の建物を撤去しようとして、2004年3月に空港会社が所有者の反対同盟を相手に起こした裁判。■最大争点は地上権。これを立証するために①登記された木造建物の存在を確認する実地検証②旧地主の念書や地代支払いの事実を明らかにする公正な証人調べが必要。■ところが仲戸川裁判長は、被告・原告双方が申請する実地検証を拒否、重要証人の尋問にも偽証をゆるす不当な指揮を乱発し結審を強行しようとしている。



現在の現地闘争本部



鉄骨建物は二重構造になっていて、中には登記された木造建物がある。これは地上権を証明するための決定的証拠。裁判長は実地検証をせず、証人調べを制限して、空港会社による証拠破壊の策謀を手助けしている(1988年建設中の写真)



市東さんの畑と現闘本部、一坪用地を避けて造った誘導路は「へ」の字にまがっている